

## 中小企業振興基本条例の目的は？

この条例制定により中小企業が主役となって、その地域の雇用を守り、地域経済を活性化させて、住む人が、豊かに安心して暮らすことができるようになります。

データで見ると…

(中小企業白書 2019 年度版)



香川県の総企業数に占める  
中小企業の割合

香川県の総企業数に占める  
中小企業の割合は全体の  
99.8% (30,883 社、そのうち  
小規模事業者が 86.1%) に  
及びます。

香川県の中小企業で  
働く人の割合

従業員数においても中小  
企業の占める割合は 83.5%  
(258,244 人、そのうち小規模  
事業者が 29.3%) になり、  
地域の中で中小企業が大多数  
を占めます。

したがって中小企業が  
十分に活躍できる場と仕組みが  
必要となるのです。

中小企業が活性化すると、  
そこで働く人たちが幸せになり、  
雇用も安定して地域が元気になります。  
そのようになる為の  
経済政策の理念を定めたものが  
**中小企業振興基本条例** です。

※このパンフレットでの中小企業とは、中小企業・小規模事業者を示します。

香川県はじめ、県内多くの自治体で中小企業振興基本条例が制定されました。

中小企業・小規模事業者を主役とした地域の活性化に向けての動き  
です。しかし、条例ができたとしてもその理念に基づいて実践しな  
ければ何の意味もありません。

より良い香川を目指し、すべての自治体で中小企業振興基本条例を  
制定すると共に、その理念に基づいた実践運動として拡げていきま  
しょう。



すでに条例が制定された市町  
(2022年4月現在)

条例制定自治体人口 = 872,903 人  
香川県人口 = 937,687 人

条例制定人口比率 = 93.07%

香川県内の条例制定人口比  
率が 93.07% になりました。  
条例制定運動から、条例の  
理念を基に活用・実践する  
段階になりました。

## 地域を支える人々



●本パンフレットに関するお問い合わせは…  
**香川県中小企業家同友会**

〒761-0301 香川県高松市林町 2217 番地 15  
香川産業頭脳化センタービル 4F  
TEL : (087) 869-3770 / FAX : (087) 869-3771  
<https://www.kagawa-doyukai.com/>  
E-mail : [info@kagawa-doyukai.com](mailto:info@kagawa-doyukai.com)



2022年4月版

# 中小企業振興基本条例で 中小企業が 元気な地域を つくる!!



7月20日は **中小企業の日**

国が中小企業基本法の交付・施行日7月20日  
を「中小企業の日」に、また7月の1か月間を、  
その存在意義や魅力に関する正しい理解を  
醸成する国民運動とする為に「中小企業魅力  
発信月間」と決定しました。

## 中小企業振興基本条例が制定されるとどうなるの？

地域を良くするために、行政や企業が中小企業振興における指針を持つことができ、それぞれの役割が明確になります。また、現場からの声を届けることができます。

地域や行政が私たちに何をしてくれるのではなく、私たちが地域や行政と何ができるのかを考えましょう!!

- 1 中小企業振興に対する県・市・町の姿勢や基本理念、役割が明確になります。
- 2 首長や担当者が代わっても、引き続き受け継がれる理念になります。
- 3 条例の具体的実現を求めて審議会が設立されます。
- 4 中小企業の声を反映させた政策の立案ができます。
- 5 実施されている中小企業振興施策の進捗状況をチェックすることができます。

以上の様に本当に意味のある政策が実行され続ける体制を条例によって確保する事は、地域経済の活性化、地域住民が安全で安心に暮らせる地域づくりに確実に繋がっていきます。

## 条例ができて(2011年4月施行)変わったこと(丸亀市の事例)

- \*市内中小企業者の支援施策として産業振興支援補助事業（補助金交付制度）が創設されました。(2014年4月施行)
- \*産業振興支援補助事業の補助対象項目が毎年再確認（追加と削除）されています。
- \*産業振興支援補助事業の申請・報告が簡素化と、承認までの事務処理期間の大幅短縮化が行われました。また、支援補助事業パンフレットなどのデザイン改良により大変分かり易くなり、結果予算の実行率がほぼ100%となりました

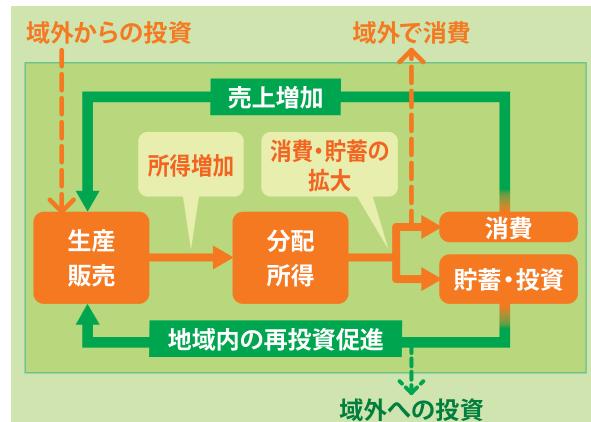
## 「循環型地域経済」って何？

地域の中で経済活動がいきいきと行われ、雇用と所得が生み出され、地域内でお金が循環することです。

元気な地域にするためには、お金の循環は必要不可欠な課題です。同友会では金融アセスメント運動を通して、金融機関を対象に地域内へ資金循環を促進させる取り組みを進めてきました。

地域内で経済が活性化し、雇用が生み出され続け、所得や消費が地域内を循環することで、繰り返し再投資されます。

このことで、地域の産業が維持されるだけでなく、そこで働く人たちの生活が維持され、より豊かになるにつながります。



- \*相談窓口が設置され、的確な相談先が紹介されました。
- \*地場産業の企業状況のアンケート調査や実態調査が実施されました。
- \*中小企業者の声を個別に聞き取る調査が開始（年間約300社ずつ／市内約3000社のうち）され、その声が施策にも反映されました。
- \*条例改定の建議書（審議会において条例見直しの検討を行い、市長に提言。）を提出できました。
- \*産業振興推進会議及び専門部会（業種別分科会）の開催により委員間や委員と自治体職員との意思疎通が密になりました。
- \*審議会で出た意見をもとに、調査や新しい計画、さらに条例改定建議までが行われ、市はそれを尊重しています。

## 中小企業振興基本条例をどう活かしていくの？

### 1 条例

中小企業振興基本条例と、それを促進する中小企業振興審議会ができることで、私たち中小企業家自身が今の中 小企業政策をより使いやすい、より良いものへと発展させていくことができます。つまり、私たちが自分たちの手で自社の経営に取り組みやすい経営環境をつくることができるのです。



### 2 審議会（振興会議）

条例制定後に、行政や中小企業家、研究者などで構成された条例を具現化する場です。ここでは今の政策におけるPDCAを点検し、より中小企業が元気で活躍できる政策を検討した上で、首長へ答申します。



### 3 分科会（専門部会）

地域性、時代性に即し、時流に乗ったより専門的課題を検討する場です。審議会で審議された内容をさらに深く検討し、審議会への提案なども行う組織です。

- \*市内に目を向けるだけでなく、産業振興サミットを市が主導して中国・四国規模で開催し、サミットの運営も推進会議委員、中小企業家同友会、市当局が連携して開催でき、その内容が他地域にも大きな影響を与えました。
- \*市の担当者が、以上のような経験を積む中で、中小企業振興政策づくりやその実施に積極的、主体的にかかわってきています。

